



# 春の火災予防運動



問い合わせ 消防安全課(火災) ☎254-0354 FAX256-7755  
 救急課(救急) ☎254-1600 警防室(救助) ☎254-1601

## 春の火災予防運動期間 3月1日～7日

冬から春へ季節が移り変わるこの時期は、空気が非常に乾燥して火災が発生しやすく、また強い季節風により、大火になりやすい時期です。火の元には、十分注意しましょう。



## 電気暖房機器による火災にご注意を

電気ストーブなどの電気暖房機器による火災が増加しています。電気暖房機器は、石油ストーブなどと比べて、燃料の補給や火を必要としないなど手軽に使用できますが、電気ストーブに衣類が接触したり、折れ曲がった状態で電気マットを使用したりすると、過熱して発火する恐れがあります。取り扱いには十分注意しましょう。



## 住宅用火災警報器の設置を

消防法などにより、平成20年6月から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ設置していない場合は、火災の発生に備え、正しい位置に設置しましょう。また、住宅用火災警報器は設置から10年が交換の目安になっています。すでに設置している場合は交換期限を確認しましょう。



住宅用火災警報器

### 設置場所

必ず!

- ・寝室に煙式の感知器
- ・階段に煙式の感知器 (寝室が1階以外にある場合)

おすすめ

- ・台所に熱式の感知器

### 取り付け位置

天井の場合

- ・壁から60cm以上離れた場所
- ・エアコンから150cm以上離れた場所
- ・階段の上端

壁掛けの場合

- ・天井から下に15cm以上50cm以下の位置

※詳しくは、最寄りの消防署にお問い合わせください。



## 住宅用消火器の設置を

住宅用消火器は初期消火に非常に有効です。万が一火災が発生してしまっても、早めに消火することで、被害を最小限に食い止めることができるため、家庭への設置をおすすめしています。ただし、住宅用消火器は使用期限が約5年です。設置した場合は使用期限を確認し、適正に管理しましょう。また、自治会などの訓練では、訓練用の水消火器を使用して初期消火訓練を実施していますので、積極的に参加し、いざという時に備えましょう。

